



係員	係長	局長

福議発第百七号

昭和五十五年六月十四日

開 同 日

福生市議会議長

小林菊三



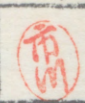
福生市長

田村匡雄 殿

昭和五十五年
会議録の送付について

昭和五十五年第三回福生市議会臨時会の会議録の写を別紙のとおり作製いたしましたので、地方自治法第一二三条第三項の規定により送付いたします。

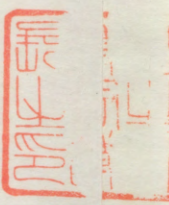
5	
10	
15	
20	
25	
30	
35	
40	
45	
50	
55	
60	
65	
70	
75	
80	
85	
90	
95	
100	

局長	係長	係員
		



以下の通り、福生市議会第一・二・三各議案の審査及び答復の件について、
 昭和五十五年四月十四日、三回福生市議会臨時会を開催し、各議案の審査及び答復の件について、
 会場の都合により、
 田林 三郎
 福生市長
 田林 三郎
 昭和五十五年四月十四日
 福生市議会議員
 小林 三郎
 (印)

開 会
 昭和五十五年四月十四日
 閉 会
 同 日



昭和五十五年

福生市議会第三回臨時会会議録

福生市議会

第三臨
 目次
 議三十六
 報一
 報二
 陳三
 市長の発言由

會議錄目次

○四月十四日(月) (第六号)

出欠席議員	一
出席説明員	三
議事日程	四
開会・開議	五
日程第一 會議録署名議員の指名	五
六番 村尾 栄次 君	
七番 森田 治男 君	
八番 田村 市郎 君	
諸報告	五
日程第二 会期の決定(議會運営委員長報告)	六
日程第三 議案第三十六号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例	

日程第四 報告第一号

原案可決・・・・・・八
専決処分の承認を求めることについて（福生
市税賦課徴収条例の一部を改正する条例）

日程第五 報告第二号

原案承認・・・・・・三一
専決処分の承認を求めることについて（昭和
五十四年度福生市一般会計補正予算
（第八号）

日程第六 陳情第三号

原案承認・・・・・・三六
東京都自然環境保全事業団設立に関する陳情
書・・・・・・四一
市長の発言申し出（退職にあたって）・・・・・・四二
閉議・閉会・・・・・・四六

第三回福生市議会

臨時

会会議録（第六号）

昭和五十五年四月十四日福生市議会会議場に第三回福生市議会臨時会が招集された。
出席議員は次のとおりである。

一番	石川慶一郎 君	二番	仲村清信 君
三番	加藤謹之助 君	四番	高水惣八 君
五番	東浦春浪 君	六番	村尾栄次 君
七番	森田治男 君	八番	田村市郎 君
九番	小野沢久 君	十番	遠藤洋一 君
十一番	原敏子 君	十二番	松山清 君
十三番	小林南三 君	十四番	村野武男 君
十五番	鈴木藤次郎 君	十六番	貫井喜代次 君
十七番	関米吉 君	十八番	東田正治 君

十九番	宮沢良一	君	二十番	指田保雄	君
二十一番	末次性男	君	二十二番	小堺仁七	君
二十三番		君	二十四番	塩野鉄之助	君

一 欠席議員は次のとおりである。

なし

一 欠員は次のとおりである。

二十三番

一 議会議務局職員は次のとおりである。

議会議務局長 古谷徳男君 議事係長 市川昭利君 主事 小沢幸恵君

出席説明員は次のとおりである。

市長 石川常太郎君	助役	
収入役 橋本孝蔵君	教育長 町田倍二君	
企画財政部長兼総務部長 上野重勝君	総務部長	
市民部長 生子国利君	福祉部長 森田猛君	
建設部長 浅見裕康君	教育次長 内田和雄君	
水道事務所長 田村忠雄君	監査委員事務局長事務取扱 高水求君	
選挙管理委員 会事務局長		

一 本日の議事日程は次のとおりである。

昭和五十五年第三回福生市議会臨時會議事日程

開議日時 四月十四日(月) 午前十時

日程第一 會議録署名議員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 議案第三十六号

日程第四 報告第一号

福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例
専決処分の承認を求めることについて(福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例)

日程第五 報告第二号

専決処分の承認を求めることについて(昭和五十四年度福生市一般会計補正予算(第八号))

日程第六 陳情第三号

東京都自然環境保全事業団設立に関する陳情書

午前十時 開会・開議

○議長(小林菊三君) ただいまから昭和五十五年第三回福生市議会臨時会を開会いたします。

これより今日の会議を開きます。
これより日程に入ります。

○議長(小林菊三君) 日程第一 會議録署名議員の指名を行います。
會議録署名議員の指名は、會議規則第百三十二条の規定により、議長において

六番 村尾栄次君
七番 森田治男君
八番 田村市郎君
以上三名を指名いたします。

○議長(小林菊三君) この際、報告事項がありますので、事務局長をして

諸般の報告をいたさせます。

- 一 昭和五十五年第三回福生市議会臨時会の招集について(別添参照)
- 二 議案の送付について(別添参照)
- 三 陳情の受理について(別添参照)

四 議案説明員の出席要求について(別添参照)

五 昭和五十五年二月分例月出納検査の結果について(別添参照)

○議長(小林菊三君) 以上で報告は終わりました。

○議長(小林菊三君) 日程第二会期の決定を議題といたします。

今次臨時会の会期については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

(議会運営委員長 貫井喜代次君 登壇)

○議会運営委員長(貫井喜代次君) 御指名でございますので、去る四月八日に開催いたしました議会運営委員会の結果を御報告申し上げます。

今次臨時会の付議事件は、すでに御承知のとおり、長かつ提出されました

条例の一部改正一件、専決処分の報告二件と、陳情一件で、日程はお手元にお配りのとりの順序とし、税条例の一部改正及び報告一号の専決処分は、地方税法の改正に伴うものであり、補正予算の専決処分は、ことしの三月末日になつて、昭和五十四年度分として、東京都から振興交付金が追加交付されたことによるもので、税条例は、住民の不利を招かぬよう、早目に告示の必要もあり、また、専決処分二件は、三月の全協であつた説明がなされておりますので、いずれも提案説明を詳細に願ひ、十分に審査の上、即決を願うことで、全員の意見が一致し、したがつて会期は本日一日とすることに決定いたしました。

なお、市長かつ特に発言の申し出がございましたので、全日程終了後、閉会を宣する前にお願ひすることにし、また、理事者側から、全協の申し出もございましたので、これは本会議終了後に行ふことを、議運は了承しておりますので、お含みおき願います。

簡便でございますが、本日の議事が円滑に運ばれますよう、各位の御協力を願ひ申し上げます。報告といたします。

○議長(小林菊三君) 以上で委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

会期につきましては、ただいま委員長から報告されたとおり、四月十四日の一日限りと決定したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小林菊三君）

御異議なしと認めます。

よって会期は一日限りと決定いたしました。

議長（小林菊三君）

日程第三議案第三十六号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長兼総務部長 上野重勝君登壇）

○企画財政部長兼総務部長（上野重勝君） 御指名をいただきましたので、議案第三十六号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容について、御説明を申し上げます。

御案内のとおり、地方税法等の一部を改正する法律が、去る三月三十一日に

施行になりましたので、これと関連をいたしまして、福生市の税賦課徴収条例の一部を改正する必要が生じたわけでございますが、このうち特に、住民の負担を求めるものにつきまして、四月一日から適用される分については、専決処分の方法をとっていただきまして、その他の改正部分につきまして、本日御提案を申し上げる次第でございます。

内容について御説明を申し上げます。

第二十四条第二項中「十八万円」を「十九万八千円」に改めようとするものでございます。これは住民税の課税の最低限を定めるものでございまして、第一項につきましては、市民税を課さないということになっておりますが、第二項につきましては、市民税の均等割りを課さないものの規定でございまして、これは扶養控除の九〇％の額というふうになっておりまして、いままで扶養控除の額が二十万円でございましたものが、二十二万円に引き上げられましたので、その九〇％ということでは十九万八千円に改正しようとするものでございます。それから第四十七条の四の表でございしますが、これは退職所得の分離課税にかかります所得割りの税率表でございまして、一般の市民税の所得割りの

改定に伴いまして、この税率も改正をしようとするものでございます。

次の第八十八条でございますが、これは電気、ガス税の徴収の方法等を定めたるのでございまして、電気税及びガス税につきましては、原則としては供給側の特別徴収になっておりますけれども、その中で特に電気税等で非課税の對象になっております学校、あるいは学術研究機関、社会福祉施設等につきまして、これが使用しました電気及びガス等のうち、非課税となる部分を除きましては、普通徴収するというふうに規定されております。この中で学校教育法の改正によりまして、専修学校という制度が設けられましたので、その専修学校の制度をこの中に含めようとするものでございます。

次の附則第八条、これは個人の市民税の課税標準の特例に関するものでございまして、第一項につきましては、昭和四十六年度の市民税の特例規定でございまして、もうすでに必要がなくなりましたので、削除をしようとするものでございます。

第二項は、昭和四十七年度から昭和五十六年度までの租税特別措置法の適用を受けて、分離課税をされることになりまして、配当所得につきまして、利

子所得を除きました株式等の配当所得について、市民税ではこれを総合課税することになっておりますが、この年限につきまして、三ヶ年延長されて、五十九年度までとするものでございます。また、一項が削除になりましたので、本項が第一項ということに繰り上がることに相なります。

附則の第九条、これは個人の市民税の配当控除に関するものでございまして、配当所得につきまして、総合課税をすることになっておりますが、これについては配当控除をするという規定でございまして、第二項はこのうちで投資信託の配当所得については、配当控除をしない旨の規定でございしますが、これが昭和四十六年から昭和五十五年までとなっておりますものを、五十八年までの三ヶ年間延長しようとするものでございます。

附則第十九条、これは長期譲渡所得にかかります個人の市民税の課税の特例でございまして、これはいろいろ細かく書いてございますが、内容は五ヶ点ほどの改正内容でございまして、

そのまず第一点は、第一項の租税特別措置法の適用を受ける長期譲渡所得につきましては、分離課税とされておりますが、この適用期限が

昭和五十年年度から昭和五十六年度までとなっており、租税特別措置法の改正に伴いまして、「当分の間」というふうに直そうとするものでございます。

また第二点の第三十七条第五項の關係の改正は、括弧書きを加えることでございますが、これは今度新たに中高層の耐火構造の共同住宅等につき、まして、買いかえの特例を認めようとするものでございます。

それから第三点につきましては、昭和五十年年度分及び昭和五十一年度分について百分の四の税率をかけて計算した金額となっておりますのを、これもすでに五十年年度、五十一年度経過しておりますので、必要なくなりましたので、これを削るということでございます。

それから次は税額の変更等でございますが、租税特別措置法の改正によりまして分離課税になっております金額が、従来二千万円でございましたものが、四千万円に引き上げられたことに伴いまして、いままで二千万円以下の場合が百分の四に相当する金額——市民税の額でございしますが、二千万円を超える部分については、長期譲渡所得の四分の三と、その他の所得との総合課税によ

て課税することになっておりましたものが、今回の租税特別措置法の改正によりまして、二千万円が四千万円に引き上げられることに伴いまして、その課税の率の変更をしようとするものでございます。四千万円以下の部分につきま

しては従来と同じように百分の四に相当する金額でございしますが、従来、二千万円を超える部分については一本だったのでございしますが、今回からは四千万円を超えまして、八千万円未満の場合と、八千万円以上と、三つの段階に分かれております。四千万円を超えて八千万円以下の場合には、長期譲渡所得の二分の一相当額に、その他の所得を合算したものを課税対象にするということでございます。また、八千万円以上の場合には、長期譲渡所得金の四分の三を対象とするというふうに改められたものでございます。

また、五点目は、従来一号、二号というふうに二つになっておりました課税の方法が、四千万円以下と四千万円から八千万円と、八千万円以上というふうになりましたので、いままで一号、二号だったものを、一号、二号、三号というふうに変えようとするものでございます。

それから附則第十九条の二、これは優良住宅地の造成等に伴いまして、土